

消費税の達人(令和05年度版 以降)fromキーパー財務26

運用ガイド

この度は、「消費税の達人（令和05年度版 以降）fromキーパー財務26」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「消費税の達人（令和05年度版 以降）fromキーパー財務26」は、株式会社シスプラの「キーパー財務」の会計データを「消費税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「消費税の達人（令和05年度版 以降）fromキーパー財務26」のインストール手順や操作手順について説明しています。



目次

1.対応製品	3
2.動作環境	4
3.インストール方法	5
1.「達人Cube」からアップデートする場合	5
2.「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合	9
4.運用方法	11
1.「キーパー財務」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしている場合	11
2.「キーパー財務」と「消費税の達人」を別のコンピューターにインストールしている場合	12
5.操作方法	13
1.「キーパー財務」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしている場合	13
2.「キーパー財務」と「消費税の達人」を別のコンピューターにインストールしている場合	19
6.連動対象項目	28
「キーパー財務」から連動するデータ（連動元）	28
「消費税の達人」に連動するデータ（連動先）	29
[基礎データ（一般用）] 画面	31
[当課税期間の課税売上高] 画面	41
付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕	42
付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕	43
付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表	44
消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）	45
消費税の還付申告に関する明細書（法人用）	46
課税売上高及び消費税額等の予測表（一般用）	47
[基礎データ（簡易課税用）] 画面	48
[当課税期間の課税売上高] 画面	54
課税売上高及び消費税額等の予測表（簡易課税用）	55
7.アンインストール方法	56
8.著作権・免責等に関する注意事項	57

1.対応製品

「消費税の達人（令和05年度版 以降）fromキーパー財務26」に対応するNTTデータの対応製品及び株式会社シスプラの対応製品は以下のとおりです。

会社名	対応製品
株式会社NTTデータ	消費税の達人（令和05年度以降用） Professional Edition
	消費税の達人（令和05年度以降用） Standard Edition
株式会社シスプラ	キーパー財務26



注意

本書は、出版時点での最新プログラムの対応製品で記載しています。

2.動作環境

「消費税の達人(令和05年度版 以降)fromキーパー財務26」に必要な動作環境は「1.対応製品」(P.3)に記載の株式会社シスプラの「対応製品」と同様です。



注意

- 「消費税の達人(令和05年度版 以降)fromキーパー財務26」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」(P.3)に記載の株式会社シスプラの「対応製品」をインストールしている必要があります。
- 「消費税の達人(令和05年度版 以降)fromキーパー財務26」の起動中に、「キーパー財務」の起動、及びアンインストールはできません。

3.インストール方法

「消費税の達人(令和05年度版 以降)fromキーパー財務26」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。

1.「達人Cube」からアップデートする場合

1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



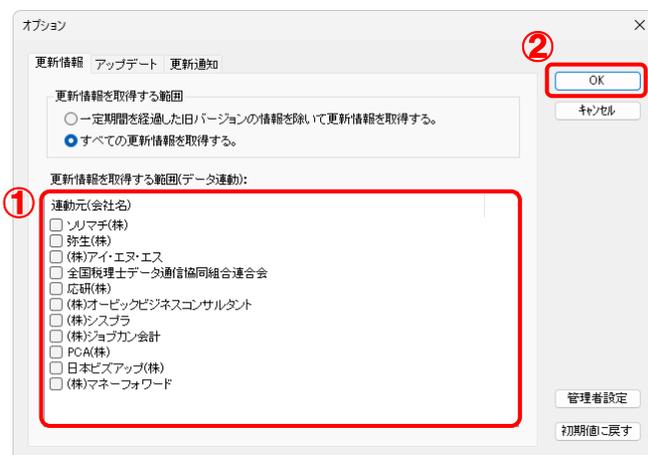
[アップデート] 画面が表示されます。

2. ユーティリティ[オプション]をクリックします。



[オプション] 画面が表示されます。

3. [更新情報]タブー[更新情報を取得する範囲(データ連動)]において該当の[連動元(会社名)]をクリックしてチェックを付け(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



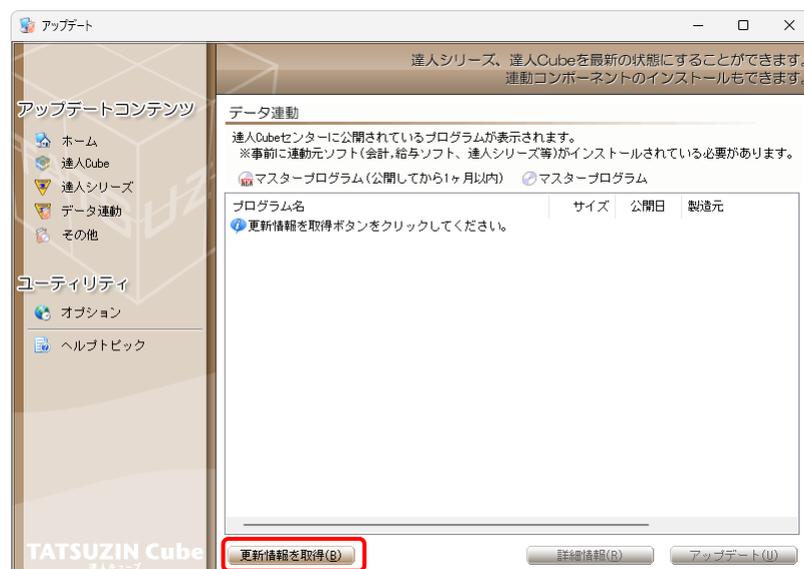
[アップデート] 画面に戻ります。

4. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



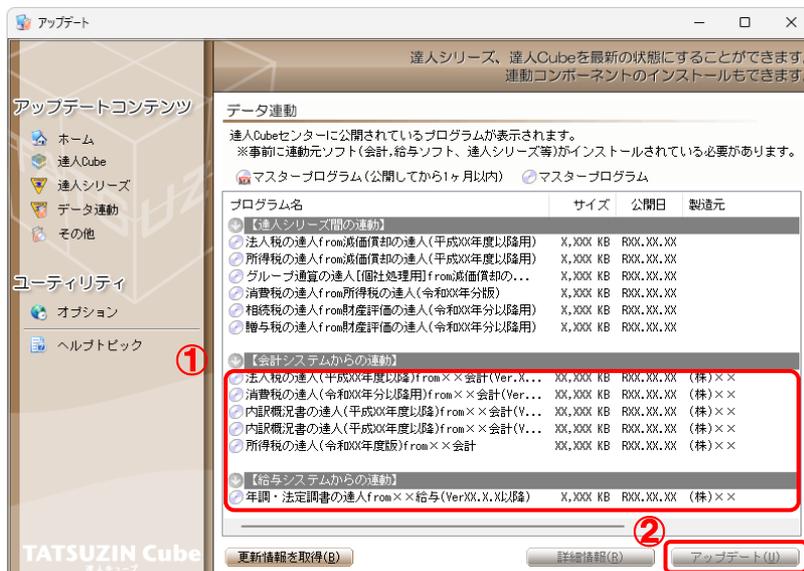
[データ連動] 画面が表示されます。

5. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

6. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

7. [はい]ボタンをクリックします。

[セットアップ] 画面が表示されます。

8. [次へ]ボタンをクリックします。

[インストール先の指定] 画面が表示されます。

※ インストール先を変更する場合は [参照] ボタンをクリックします。

9. インストール先のフォルダーを指定し、[次へ]ボタンをクリックします。

[インストール準備完了] 画面が表示されます。

10. [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

11. [セットアップウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人(令和05年度版 以降) fromキーパー財務26」のインストールは完了です。

2.「達人」オフィシャルサイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動コンポーネントダウンロードページ

(https://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html)を開きます。



2. 該当の「達人シリーズ」のソフト名をクリックします。

該当の会計・給与ソフトメーカー一覧画面が表示されます。

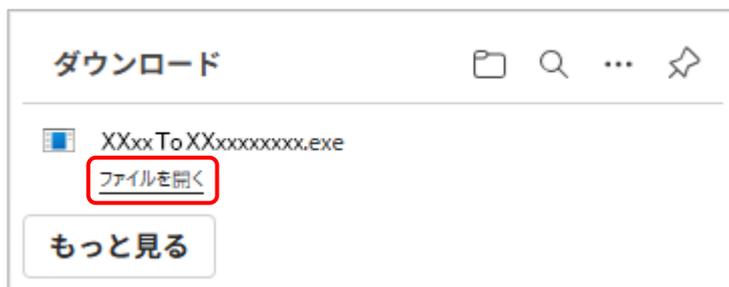
3. 該当の会計・給与ソフトメーカーの[ダウンロード]をクリックします。

該当の会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。

4. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。

画面の右上に [ダウンロード] 画面が表示されます。

5. [ファイルを開く]をクリックします。



[ユーザーアカウント制御] 画面が表示されます。

6. [はい]ボタンをクリックします。

[セットアップ] 画面が表示されます。

7. [次へ]ボタンをクリックします。

[インストール先の指定] 画面が表示されます。

※ インストール先を変更する場合は [参照] ボタンをクリックします。

8. インストール先のフォルダーを指定し、[次へ]ボタンをクリックします。

[インストール準備完了] 画面が表示されます。

9. [インストール]ボタンをクリックします。

インストールが開始されます。

10. [セットアップウィザードの完了]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「消費税の達人（令和05年度版 以降）fromキーパー財務26」のインストールは完了です。

4.運用方法

「消費税の達人（令和05年度版 以降）fromキーパー財務26」は、「キーパー財務」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「キーパー財務」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしているかどうかで異なります。

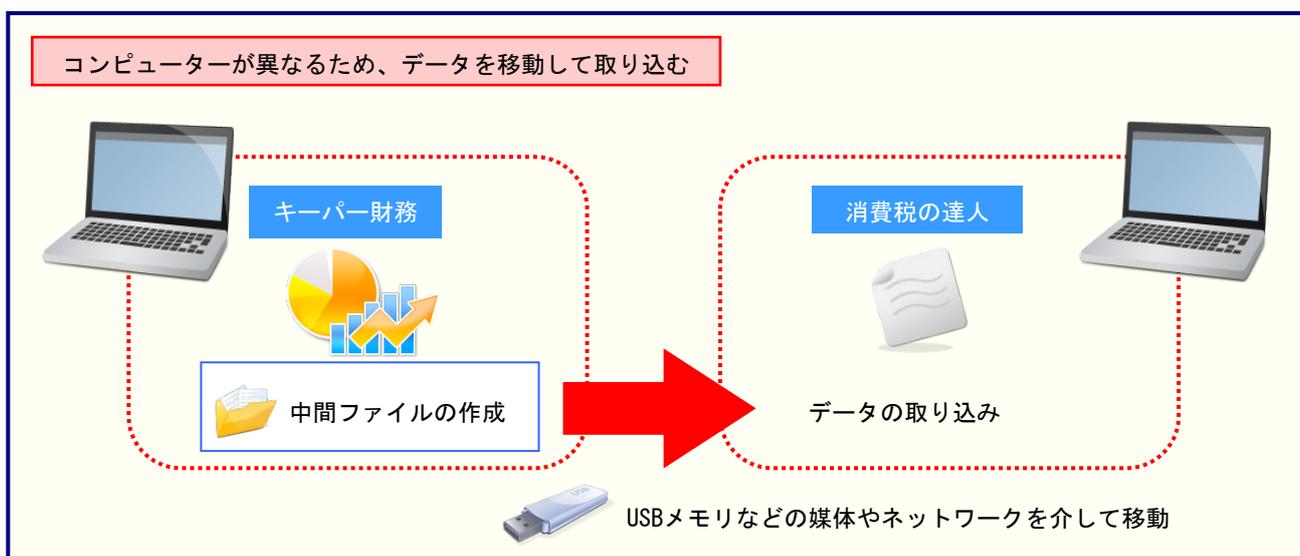
1.「キーパー財務」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしている場合

「消費税の達人（令和05年度版 以降）fromキーパー財務26」で作成した中間ファイルを直接「消費税の達人」に取り込みます。



2.「キーパー財務」と「消費税の達人」を別のコンピューターにインストールしている場合

「キーパー財務」をインストールしているコンピューターで中間ファイルを作成し、「消費税の達人」をインストールしているコンピューターで取り込みます。



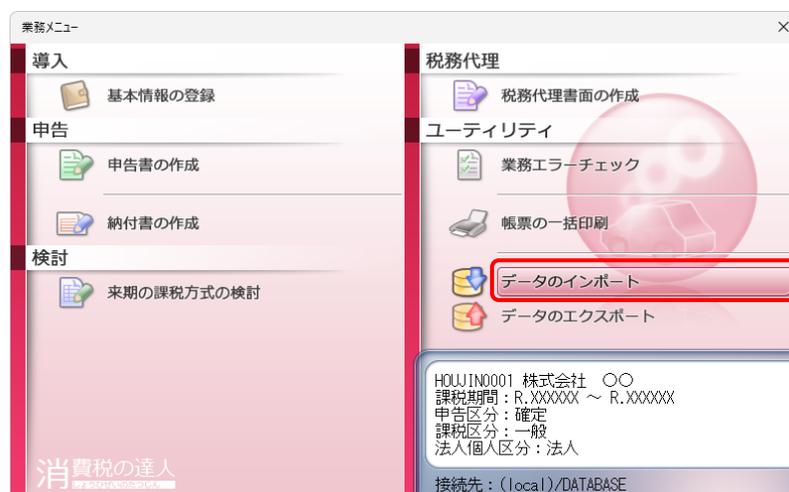
5.操作方法

「消費税の達人（令和05年度版 以降）fromキーパー財務26」を使って、以下の手順で連動します。
事前に「6.連動対象項目」（P.28）を必ずお読みください。

操作手順は、「キーパー財務」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしているかどうかで異なります。

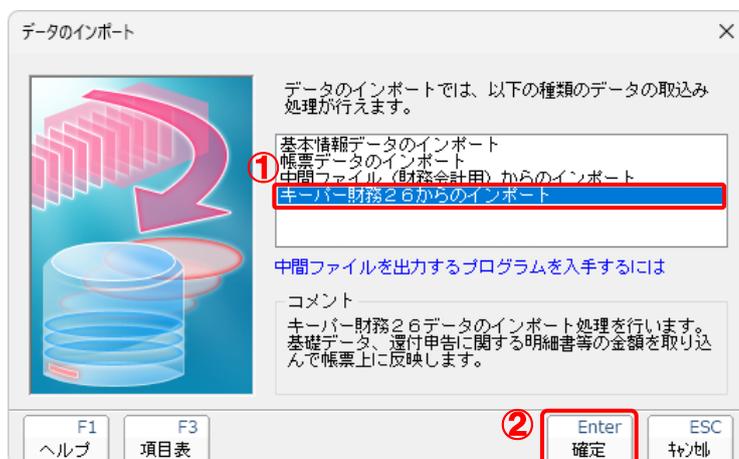
1.「キーパー財務」と「消費税の達人」を同一コンピューターにインストールしている場合

1. 「消費税の達人」を起動してデータを取り込む事業者データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



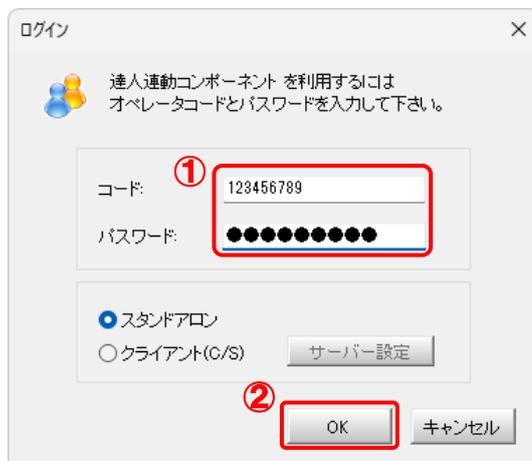
[データのインポート] 画面が表示されます。

2. [キーパー財務26からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



[ログイン] 画面が表示されます。

3. 「キーパー財務」で登録したオペレータコードとパスワードを入力し(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。



[消費税の達人 (令和05年度版 以降) fromキーパー財務26] 画面が表示されます。

4. [次へ]ボタンをクリックします。



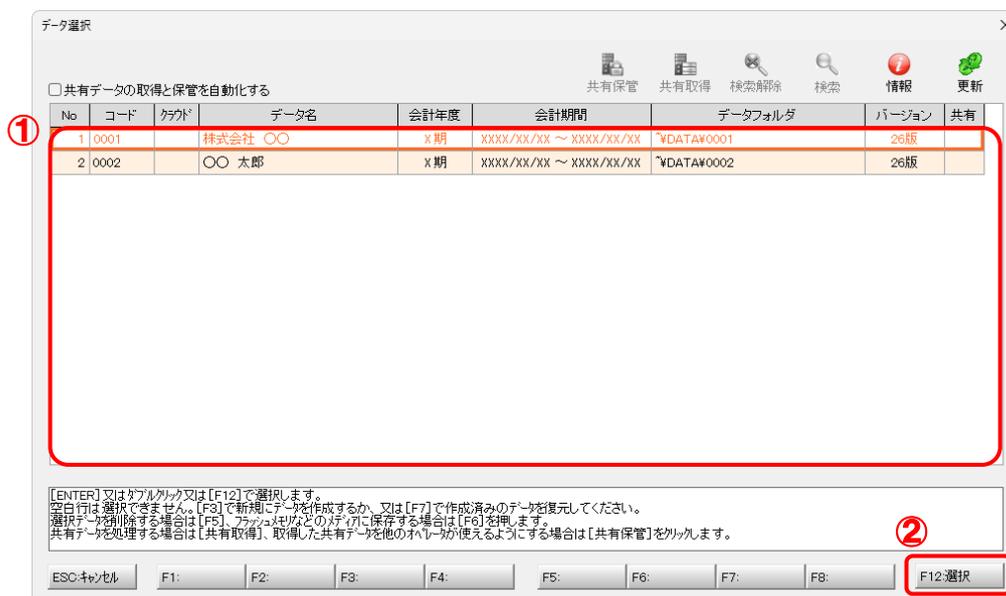
対象データの指定画面が表示されます。

5. [データ選択を開く]ボタンをクリックします。



[データ選択] 画面が表示されます。

6. 「消費税の達人」に取り込む「キーパー財務」のデータをクリックして選択し(①)、[F12: 選択]ボタンをクリックします(②)。



対象データの指定画面に戻ります。

7. 対象データを確認し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



計算条件の指定画面が表示されます。

8. 計算対象期間を指定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

消費税の達人 (令和05年度以降用) from キーパー財務26

計算条件を指定してください。

① 計算対象期間
4 5 6 ・ 7 8 9 ・ 10 11 12 ・ 1 2 3 決

計算条件が正しく指定されているか確認し、[次へ]をクリックしてください。

②
< 戻る(B) [次へ(N)] > キャンセル

確認画面が表示されます。

※ [計算対象期間] で「・」や「決」の直前まで指定した場合は、「・」や「決」を含めた期間で計算します。

9. 内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。

消費税の達人 (令和05年度以降用) from キーパー財務26

以上で設定が完了しました。
内容を確認し、よろしければ[完了]をクリックしてください。

①

【連動元情報】
会社名 : 株式会社 ○○
会計年度 : X 期
会計期間 : XXXX年XX月XX日 ~ XXXX年XX月XX日

【データ区分】
法人個人区分 : 法人
課税区分 : 原則

【計算条件】
計算対象期間 : XXXX年XX月 ~ XXX年XX月

【制約事項】
1) 課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用には対応しておりません。
2) 以下の輸入消費税区分は連動を行いません。
521~528 課税輸入
571~578 課税輸入返還
721~728 課税輸入
771~778 課税輸入返還

②
< 戻る(B) [完了(E)] > キャンセル

[条件設定 (インポート)] 画面が表示されます。

10. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。

条件設定(インポート)

インポート先の指定

申告書 (基礎データ)

課税方式の検討資料 (課税売上高及び消費税額等の予測表の当期間)

年計算してデータを取り込む

(インポート対象の課税期間: [] 年 [] 月 [] 日 ~ [] 年 [] 月 [] 日)

Enter 確定

ESC キャンセル

終了画面が表示されます。

11. [OK]ボタンをクリックします。

消費税の達人(令和XX年度以降用)

インポート処理が正常に終了しました。

OK

[業務メニュー] 画面に戻ります。データの作成 (中間ファイルの作成) が終了すると同時に、「消費税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

2.「キーパー財務」と「消費税の達人」を別のコンピューターにインストールしている場合

1. Windowsのスタートメニュー右横の検索ボックスに、「消費税の達人(令和05年度版 以降)fromキーパー財務26」と入力して表示される検索結果から、[消費税の達人(令和05年度版 以降)fromキーパー財務26]をクリックします。

[ログイン] 画面が表示されます。

2. 「キーパー財務」で登録したオペレータコードとパスワードを入力し(①)、[OK]ボタンをクリックします(②)。

ログイン

達人連動コンポーネントを利用するには
オペレータコードとパスワードを入力して下さい。

コード: 123456789

パスワード: ●●●●●●●●●●

スタンダアロン
 クライアント(C/S)

[消費税の達人 (令和05年度版 以降) fromキーパー財務26] 画面が表示されます。

3. [次へ]ボタンをクリックします。



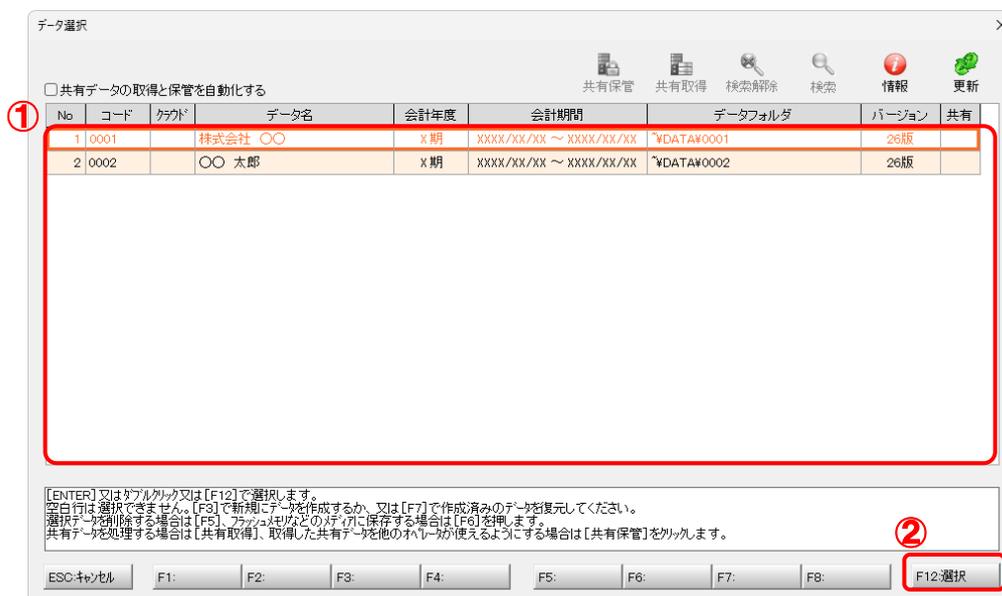
対象データの指定画面が表示されます。

4. [データ選択を開く]ボタンをクリックします。



[データ選択]画面が表示されます。

5. 「消費税の達人」に取り込む「キーパー財務」のデータをクリックして選択し(①)、[F12: 選択]ボタンをクリックします(②)。



対象データの指定画面に戻ります。

6. 対象データを確認し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



計算条件の指定画面が表示されます。

7. 計算対象期間を指定し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。

消費税の達人 (令和05年度以降用) from キーパー財務26

計算条件を指定してください。

① 計算対象期間
4 5 6 . 7 8 9 . 10 11 12 . 1 2 3 決

計算条件が正しく指定されているか確認し、[次へ]をクリックしてください。

②
<戻る(B) 次へ(N)> キャンセル

中間ファイルの指定画面が表示されます。

※ [計算対象期間] で「・」や「決」の直前まで指定した場合は、「・」や「決」を含めた期間で計算します。

8. [参照]ボタンをクリックします。

消費税の達人 (令和05年度以降用) from キーパー財務26

運動先となる『消費税の達人』で使用する中間ファイルを指定します。

中間ファイル
参照

中間ファイル名が正しく指定されているか確認し、[次へ]をクリックしてください。

<戻る(B) 次へ(N)> キャンセル

[中間ファイルの指定] 画面が表示されます。

9. [保存する場所](①)と[ファイル名]を指定し(②)、[保存]ボタンをクリックします(③)。



中間ファイルの指定画面に戻ります。

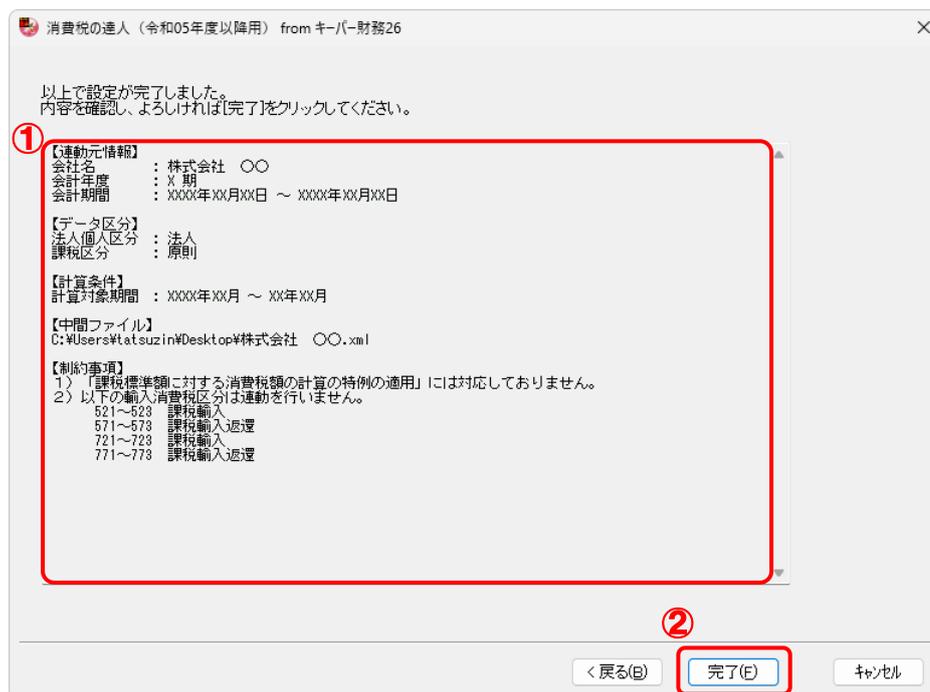
※ 出力先のファイル拡張子が表示されない場合は、xmlを指定してください。

10. [中間ファイル]を確認し(①)、[次へ]ボタンをクリックします(②)。



確認画面が表示されます。

11. 内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

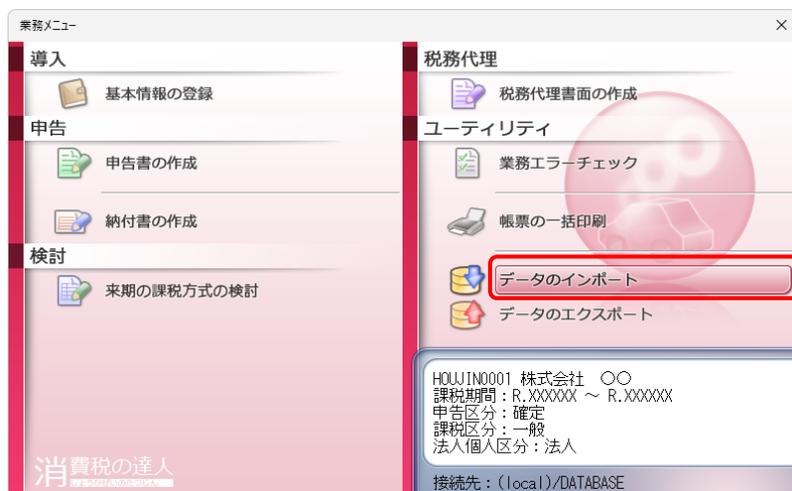
12. [OK]ボタンをクリックします。



手順9で指定した [保存する場所] に、中間ファイルが作成されます。

13. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「消費税の達人」をインストールしているコンピューターに移動します。

14. 「消費税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む事業者データを選択し、業務メニュー-[データのインポート]をクリックします。



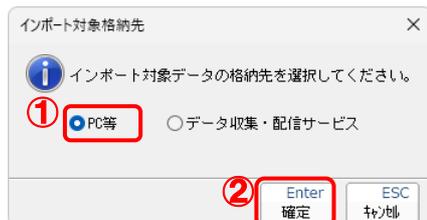
[データのインポート] 画面が表示されます。

15. [中間ファイル(財務会計用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。

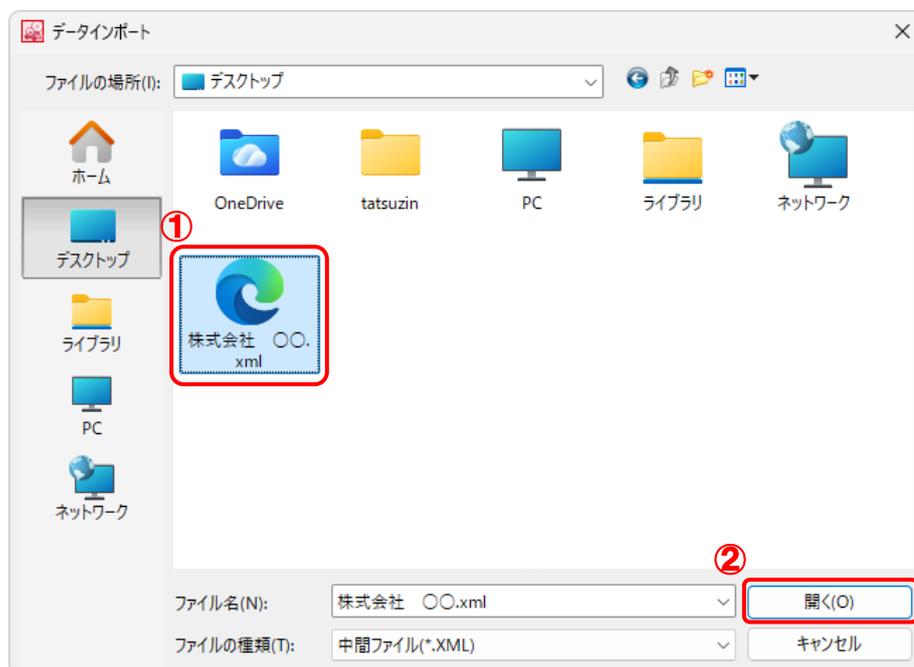


[データインポート] 画面が表示されます。

※ [インポート対象格納先] 画面は、達人Cube「データ収集・配信」ご契約の方のみ表示されます。[PC等] を選択し(①)、[確定] ボタンをクリックします(②)。

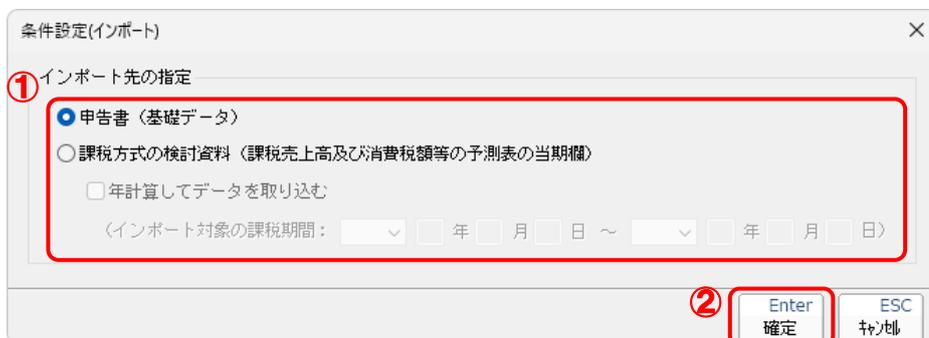


16. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



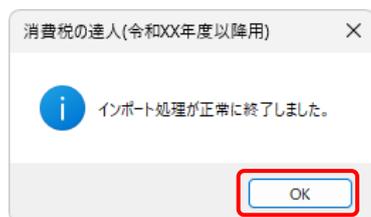
[条件設定 (インポート)] 画面が表示されます。

17. [インポート先の指定]を指定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



終了画面が表示されます。

18. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

6.連動対象項目

「消費税の達人(令和05年度版 以降) fromキーパー財務26」では、「キーパー財務」の消費税内訳書よりデータを取り込みます。

「キーパー財務」から連動するデータ(連動元)

「キーパー財務」からはメニュー [消費税] - [消費税内訳書] のデータが連動します。

The screenshot shows the 'キーパー財務26' application window. The 'メニュー' (Menu) panel on the left has '消費税' (Consumption Tax) selected. In the main menu area, '消費税内訳書' (Consumption Tax Breakdown) is highlighted with a red box, and a red arrow points to a preview window of the '消費税内訳書' data table.

The preview window shows the following table:

項目	税込額(10%)	積上税抜(10%)	積上税額(10%)	税込額(8%)	積上税抜(8%)	積上税額(8%)	税込額
【課税売上】							
110課税売上	0	0	0	0	0	0	0
111第1種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
112第2種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
113第3種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
114第4種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
115第5種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
116第6種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0
610課税売上	0	0	0	0	0	0	0
611第1種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
612第2種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
613第3種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
614第4種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
615第5種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
616第6種課税売上	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0
会社	0	0	0	0	0	0	0

At the bottom of the preview window, there are function keys: ESC:キャンセル, F1:, F2:, F3:, F4:, F5:, F6:, F7:, F8:印刷, F12:閉じる.

「消費税の達人」に連動するデータ(連動先)

「消費税の達人」に連動するデータは以下のとおりです。次ページ以降の各画面及び帳票の太枠部分が連動対象項目です。

一般用

- [基礎データ] 画面
 - [税率(10%・8%)適用分] を選択している場合
 - 売上(10%分) / (軽8%分)
 - 仕入(10%分) / (軽8%分)
 - 特定仕入(10%分)
 - 貸倒(10%分) / (軽8%分)
 - [旧税率(8%・5%・3%)適用分] を選択している場合
 - 売上(旧8%分) / (5%分) / (3%分)
 - 仕入(旧8%分) / (5%分) / (3%分)
 - 特定仕入(旧8%分)
 - 貸倒(旧8%分) / (5%分) / (3%分)
 - [適格請求書発行事業者以外からの仕入分] を選択している場合
 - 仕入(10%分) / (軽8%分) / (旧8%分) / (5%分) / (3%分)
 - 返還(10%分) / (軽8%分) / (旧8%分) / (5%分) / (3%分)
- [当課税期間の課税売上高] 画面
 - 付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕
 - 付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕
 - 付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
 - 消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)
 - 消費税の還付申告に関する明細書(法人用)
 - 課税売上高及び消費税額等の予測表

簡易課税用

- [基礎データ] 画面
 - [税率（10%・8%）適用分] を選択している場合
 - 売上（10%分）／（軽8%分）
 - 返還（10%分）／（軽8%分）
 - 貸倒（10%分）／（軽8%分）
 - [旧税率（8%・5%・3%）適用分] を選択している場合
 - 売上（旧8%分）／（5%分）／（3%分）
 - 返還（旧8%分）／（5%分）／（3%分）
 - 貸倒（旧8%分）／（5%分）／（3%分）
- [当課税期間の課税売上高] 画面
- 課税売上高及び消費税額等の予測表

[基礎データ(一般用)]画面

■ [税率(10%・8%)適用分] を選択している場合

📄 売上(10%分) / (軽8%分)

基礎データ(一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上 積上計算用	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
課税売上 割戻計算用	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
免税売上(輸出取引等)	<input type="text"/>		
非課税売上・有価証券	<input type="text"/>		
非課税売上・有価証券以外	<input type="text"/>		
非課税資産の輸出等	<input type="text"/>		
課税売上に係る対価の返還 積上計算用	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
免税売上に係る対価の返還	<input type="text"/>		
非課税売上に係る対価の返還	<input type="text"/>		
非課税資産の輸出等の返還	<input type="text"/>		

ヘルプ F1
印刷 F9
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

仕入（10%分）／（軽8%分）

基礎データ（一般用）

表示対象： 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額(税抜)	仮払消費税	税込価額
仕入 積上計算用	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 割戻計算用	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入	課税売上対応(7.8%分)			
	非課税売上対応(7.8%分)			
	共通売上対応(7.8%分)			
	地方消費税分			
仕入返還 積上計算用	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 割戻計算用	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入返還	課税売上対応(7.8%分)			
	非課税売上対応(7.8%分)			
	共通売上対応(7.8%分)			
	地方消費税分			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

📄 特定仕入 (10%分)

基礎データ (一般用) ×

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額 (税抜)	仮払消費税	税込価額
特定仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
特定仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

Ctrl+Enter 確定

ESC キャンセル

※ 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

貸倒（10%分）／（軽8%分）

基礎データ（一般用）

表示対象： 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(10%) 仕入(10%) 特定仕入(10%) **貸倒(10%)** 売上(8%) 仕入(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額（税抜）	仮受消費税	税込価額
貸倒額 積上計算用			
貸倒額 割戻計算用			
貸倒回収金額 積上計算用			
貸倒回収金額 割戻計算用			

（注）経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

■ [旧税率 (8%・5%・3%) 適用分] を選択している場合

📄 売上 (旧8%分) / (5%分) / (3%分)

基礎データ (一般用) ×

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(8%) 仕入(8%) 特定仕入(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 仕入(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 仕入(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上 積上計算用			
課税売上 割戻計算用			
免税売上 (輸出取引等)			
非課税売上・有価証券			
非課税売上・有価証券以外			
非課税資産の輸出等			
課税売上に係る対価の返還 積上計算用			
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用			
免税売上に係る対価の返還			
非課税売上に係る対価の返還			
非課税資産の輸出等の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

F1
ヘルプ

F9
印刷

Ctrl+Enter
確定

ESC
キャンセル

仕入 (旧8%分) / (5%分) / (3%分)

基礎データ (一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(8%) 仕入(8%) 特定仕入(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 仕入(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 仕入(3%) 貸倒(3%)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額 (税抜)	仮払消費税	税込価額
仕入 積上計算用	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 割戻計算用	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入	課税売上対応(6.3%分)			
	非課税売上対応(6.3%分)			
	共通売上対応(6.3%分)			
	地方消費税分			
仕入返還 積上計算用	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 割戻計算用	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
輸入仕入返還	課税売上対応(6.3%分)			
	非課税売上対応(6.3%分)			
	共通売上対応(6.3%分)			
	地方消費税分			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

 **注意**

(5%分) / (3%分) は [輸入仕入] [輸入仕入返還] がありません。

📄 特定仕入 (旧8%分)

基礎データ (一般用) ×

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(8%) 仕入(8%) 特定仕入(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 仕入(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 仕入(3%) 貸倒(3%)

区分	項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
		本体価額 (税抜)	仮払消費税	税込価額
特定仕入	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
特定仕入返還	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

F1 ヘルプ
F9 印刷
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

貸倒 (旧8%分) / (5%分) / (3%分)

基礎データ (一般用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

売上(8%) 仕入(8%) 特定仕入(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 仕入(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 仕入(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額 積上計算用			
貸倒額 割戻計算用			
貸倒回収金額 積上計算用			
貸倒回収金額 割戻計算用			

Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

■ [適格請求書発行事業者以外からの仕入分] を選択している場合

📄 仕入 (10%分) / (軽8%分) / (旧8%分) / (5%分) / (3%分)

基礎データ (一般用) ×

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

仕入(10%) 返還(10%) 仕入(8%(軽)) 返還(8%(軽)) 仕入(8%(旧)) 返還(8%(旧)) 仕入(5%) 返還(5%) 仕入(3%) 返還(3%)

区分	項目	本体価額 (税抜)	仮払消費税等	税込価額
仕入 積上計算用 (原則)※1	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 積上計算用 (簡便)※2	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 割戻計算用 (80%控除分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入 割戻計算用 (50%控除分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

※1: 積上計算(原則)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の課税仕入れに係る支払対価の額に7.8/110を乗じた金額に経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

※2: 積上計算(簡便)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の仮払消費税額に経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

※3: 割戻計算を選択する場合、経過措置を適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)ごとに金額を入力してください。税抜経理方式の場合は[本体価額 (税抜)]、及び、[仮払消費税]に金額を入力してください。税込経理方式の場合は[税込価額]に金額を入力してください。

Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

📄 返還 (10%分) / (軽8%分) / (旧8%分) / (5%分) / (3%分)

基礎データ (一般用) ×

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分 適格請求書発行事業者以外からの仕入分

仕入(10%) 返還(10%) 仕入(8%(軽)) 返還(8%(軽)) 仕入(8%(旧)) 返還(8%(旧)) 仕入(5%) 返還(5%) 仕入(3%) 返還(3%)

区分	項目	本体価額 (税抜)	仮払消費税等	税込価額
仕入返還 積上計算用 (原則)※1	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 積上計算用 (簡便)※2	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 割戻計算用 (80%控除分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			
仕入返還 割戻計算用 (50%控除分)※3	課税売上対応			
	非課税売上対応			
	共通売上対応			

※1: 積上計算(原則)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の課税仕入れに係る支払対価の額に7.8/110を乗じた金額に経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

※2: 積上計算(簡便)を選択する場合、[仮払消費税]には各仕訳の仮払消費税額に経過措置の適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)を乗じた金額の合計額を入力してください。

※3: 割戻計算を選択する場合、経過措置を適用可能期間に応じた控除割合(80%又は50%)ごとに金額を入力してください。税抜経理方式の場合は[本体価額 (税抜)]、及び、[仮払消費税]に金額を入力してください。税込経理方式の場合は[税込価額]に金額を入力してください。

Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

[当課税期間の課税売上高]画面

当課税期間の課税売上高 ×

課税期間分の課税売上高: 円

免税期間分の課税売上高: 円

課税売上高 計: 入力 円

※免税期間分の課税売上高には、課税期間の途中で免税事業者から課税事業者となる場合に免税期間分の課税売上高を入力してください。

F1 ヘルプ Ctrl+↵ 確定 ESC キャンセル

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		氏名又は名称		
項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計又は (A+B+C)
課税売上額(税抜き)	①			円 ※付表2-1の④A欄～円
免税売上額	②			
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④			円 ※付表2-1の④A欄～円
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤			
非課税売上額	⑥			
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦			円 ※付表2-1の④B欄～円
課税売上割合(④/⑦)	⑧			(円/円) [%] ※付表2-1の④C欄にて 計算して
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨			円 ※付表2-1の④A欄～
課税仕入れに係る消費税額	⑩			円 ※付表2-1の④A欄～
連絡請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪			円 ※付表2-1の④A欄～
連絡請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫			円 ※付表2-1の④A欄～
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬			円 ※付表2-1の④A欄～
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭			円 (⑬×量×6.3/100) ※付表2-1の④A欄～
課税貨物に係る消費税額	⑮			円 ※付表2-1の④A欄～
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯			円 ※付表2-1の④A欄～
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	⑰			円 ※付表2-1の④A欄～
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑰の金額)	⑱			円 ※付表2-1の④A欄～
課5課95 税値税% 別 売未 売円 上満 上超 割の 高又 合場 がは が合	⑱のうち、課税売上げのみ要するもの	⑲		円 ※付表2-1の④A欄～
	⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑳		円 ※付表2-1の④A欄～
	個別対応方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑲+(⑳×④/⑦))	㉑		円 ※付表2-1の④A欄～
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑱×④/⑦)	㉒		円 ※付表2-1の④A欄～
控 除 調 整 額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉓		円 ※付表2-1の④A欄～
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務 用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉔		円 ※付表2-1の④A欄～
	居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉕		円 ※付表2-1の④A欄～
差 引	控除対象仕入税額 [(⑯、⑰又は⑱の金額)±⑳+㉑]がプラスの時	㉖		円 ※付表2-1の④A欄～
	控除過大調整税額 [(⑯、⑰又は⑱の金額)±㉑+㉒]がマイナスの時	㉗		円 ※付表2-1の④A欄～
貸倒回収に係る消費税額	㉘			円 ※付表2-1の④A欄～

※1 金額の計算に3については、3円未満の端数を切り捨てる。
 ※2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該取引を円換算してから付表2-1を構成する。
 ※3 ⑯、⑰又は⑱の金額は、付表2-1のF欄を計算した値に調整する。
 ※4 ⑯、⑰又は⑱の金額は、取引の相手、取引の仕入税額等の金額がある場合(仕入税額等の金額を仕入税額から控除している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
 ※5 ⑯及び⑱欄の経過措置とは、消費税等の一部を控除する措置(平成20年度税制改正)別記欄2及び3の適用がある場合をいう。

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

第4-(10)号様式
付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		氏名又は名称		
項	目	税率6.24%適用分 A	税率7.8%適用分 B	合計 C (A+B)
	課税売上額(税抜き) ①			
	免税売上額 ②			
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額 ③			
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④			
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤			
	非課税売上額 ⑥			
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦			
	課税売上割合(④/⑦) ⑧			[%]
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑨			
	課税仕入れに係る消費税額 ⑩			
	連絡請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) ⑪			
	連絡請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る 経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額 ⑫			
	特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑬			
	特定課税仕入れに係る消費税額 ⑭			
	課税貨物に係る消費税額 ⑮			
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 ⑯			
	課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭) ⑰			
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑰の金額) ⑱			
課5課95 税% 別 税 未 売 円 上 満 上 超 割 高 又 合 場 が は が 合	⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑲			
	⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの ⑳			
	個別対応方式により控除する課税仕入れ 等の税額 [(⑲+(㉑×④/⑦))] ㉑			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 [(⑲×④/⑦)] ㉒			
控 除 調 整 額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額 ㉓			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務 用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額 ㉔			
	居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額 ㉕			
差 引	控除対象仕入税額 [(⑰、⑱又は㉓の金額)±㉔±㉕]がプラスの時 ㉖			
	控除過大調整税額 [(⑰、⑱又は㉓の金額)±㉔±㉕]がマイナスの時 ㉗			
	貸倒回収に係る消費税額 ㉘			

注 1. 金額の計算上においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2. ㉓、㉔及び㉕については、譲渡、譲渡、譲渡等により仕入税額の超過等がある場合(仕入税額の超過等がある金額から戻控除されている場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
3. ㉖及び㉗の金額は、消費税額等の一部を控除する調整(平成20年法第11条)の調整額又は戻控除の金額がある場合をいう。

消費税の還付申告に関する明細書(個人事業者用)

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

区 分		⑦ 決 算 額 (税込・税抜)	⑧ 左のうち課税仕入れにならないもの	(⑦-⑧) 課税仕入高
事業所得	仕 入 金 額 (製品製造原価)	①		
	必 要 経 費	②		
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 額	③		
	小 計 (①+②+③)	④		
不動産所得	必 要 経 費	⑤		
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 額	⑥		
	小 計 (⑤+⑥)	⑦		
所得	仕 入 金 額	⑧		
	必 要 経 費	⑨		
	固 定 資 産 等 の 取 得 価 額	⑩		
	小 計 (⑧+⑨+⑩)	⑪		
課 税 仕 入 高 の 合 計 額		⑫	④、⑦、⑪の合計額を記載してください。	
課税仕入れ等の税額の合計額		⑬	⑫の金額に対する消費税額	

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得 (取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資産の種類等	取 得 年月日等	取引金額等 (税込・税抜)	取引先の登録番号	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取引先の住所 (所 在 地)
	・ ・	円	T		
	・ ・		T		
	・ ・		T		
	・ ・		T		
	・ ・		T		

※1 継続的な取引先については、当該税期中の取引金額の合計額を記載し、取得年月日等欄には「継続」と記載してください。
 ※2 「取引先の登録番号」欄に登録番号を記載した場合には、「取引先の氏名(名称)」欄及び「取引先の住所(所在地)」欄の記載を省略しても差し支えありません(以下③において同じ)。

(3) 主な固定資産等の取得 (1件当たりの取引金額が100万円以上の取引先を上位5番目まで記載してください。)

資産の種類等	取 得 年月日等	取引金額等 (税込・税抜)	取引先の登録番号	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取引先の住所 (所 在 地)
	・ ・	円	T		
	・ ・		T		
	・ ・		T		
	・ ・		T		
	・ ・		T		

4 令和 年中の特殊事情(顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

[]

(2/2)

消費税の還付申告に関する明細書(法人用)

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

単位：千円

区 分		① 決 算 額 (税込・税抜)	② ①のうち課税仕入れ にならないもの	(①-②) 課税仕入高
損 益 科 目	商品仕入高等 ①			
	販売費・一般管理費 ②			
	営業外費用 ③			
	そ の 他 ④			
	小 計 ⑤			
区 分		① 資産の取得価額 (税込・税抜)	② ①のうち課税仕入れ にならないもの	(①-②) 課税仕入高
資 産 科 目	固 定 資 産 ⑥			
	繰 延 資 産 ⑦			
	そ の 他 ⑧			
	小 計 ⑨			
課税仕入れ等の税額の合計額 ⑩		⑤+⑨の金額に対する消費税額		

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得 (取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。) 単位：千円

資産の 種類等	取 得 年月日等	取引金額等 (税込・税抜)	取引先の登録番号	取 引 先 の 氏名(名称)	取引先の住所 (所在地)
	・ ・		T		
	・ ・		T		
	・ ・		T		
	・ ・		T		
	・ ・		T		

※1 棚卸別に課税資産の取得を行っている取引先のものについては、当該取引先をまとめて記載してください。その場合取得年月日等欄に「総計」と記載してください。

※2 「取引先の登録番号」欄に登録番号を記載した場合には、「取引先の氏名(名称)」欄及び「取引先の住所(所在地)」欄の記載を省略しても差し支えありません。(以下(3)に同じです。)

(3) 主な固定資産等の取得 (1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位10番目まで記載してください。) 単位：千円

資産の 種類等	取 得 年月日等	取引金額等 (税込・税抜)	取引先の登録番号	取 引 先 の 氏名(名称)	取引先の住所 (所在地)
	・ ・		T		
	・ ・		T		
	・ ・		T		
	・ ・		T		
	・ ・		T		
	・ ・		T		
	・ ・		T		
	・ ・		T		
	・ ・		T		
	・ ・		T		

4 当課税期間中の特殊事情(顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

{

(2/2)

課税売上高及び消費税額等の予測表(一般用)

課税売上高及び消費税額等の予測表

事業者コード：
事業者名：

1. 基礎データ

期間	当期(令和 年度)		末期(令和 年度)		来々期(令和 年度)	
	8.00%	10.00%	8.00%	10.00%	8.00%	10.00%
課税売上						
(第1種(卸売業))						
(第2種(小売業))						
(第3種(製造業等))						
(第4種(その他))						
(第5種(サービス業等))						
(第6種(不動産業))						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
(課税売上対応)						
(共通売上対応)						
(非課税売上対応)						
通称課税専従事業者以外からの仕入						
(課税売上対応(80%控除分))						
(共通売上対応(80%控除分))						
(非課税売上対応(80%控除分))						
(課税売上対応(50%控除分))						
(共通売上対応(50%控除分))						
(非課税売上対応(50%控除分))						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
納税の免除変更の調整税額						
控除税額の調整						
貸倒回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
期首における資本金等の額 ※1						

※1 法人設立1期目の場合に入力してください。

2. 課税売上高及び課税売上割合

期間	当期(令和 年度)	末期(令和 年度)	来々期(令和 年度)
課税売上高			
課税売上高(特定期間)			
課税売上割合	%	%	%

3. 消費税額

期間	末期(令和 年度)				来々期(令和 年度)			
	簡易課税	一般課税		2割特例	簡易課税	一般課税		2割特例
		個別対応	一括比例			個別対応	一括比例	
課税標準額								
消費税額								
控除税額								
納付税額								
譲渡税額								
合計税額								
備考								

[基礎データ(簡易課税用)]画面

■ [税率(10%・8%)適用分] を選択している場合

📄 売上(10%分) / (軽8%分)

基礎データ (簡易課税用) ×

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上 積上計算用	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上 積上計算用 計			
課税売上 割戻計算用	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上 割戻計算用 計			
免税売上(輸出取引等)			

Ⓜ (注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定
 自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
 加算されます。
 ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算 v

F1
ヘルプ

F9
印刷

Ctrl+F4
確定

ESC
キャンセル

📄 返還(10%分) / (軽8%分)

基礎データ (簡易課税用) ×

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上返還 積上計算用	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上に係る対価の返還 積上計算用 計			
課税売上返還 割戻計算用	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用 計			
免税売上に係る対価の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定
 自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
 加算されます。
 ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1
ヘルプ

F9
印刷

Ctrl+Enter
確定

ESC
キャンセル

貸倒（10%分）／（軽8%分）

基礎データ（簡易課税用）

表示対象： 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(10%) 返還(10%) 貸倒(10%) 売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額（税抜）	仮受消費税	税込価額
貸倒額 積上計算用			
貸倒額 割戻計算用			
貸倒回収金額 積上計算用			
貸倒回収金額 割戻計算用			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定
 自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
 加算されます。
 ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

ヘルプ F1
印刷 F9
Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

■ [旧税率 (8%・5%・3%) 適用分] を選択している場合

📄 売上 (旧8%分) / (5%分) / (3%分)

基礎データ (簡易課税用) ×

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 返還(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 返還(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上 積上計算用	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上 積上計算用 計			
課税売上 割戻計算用	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上 割戻計算用 計			
免税売上 (輸出取引等)			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定
 自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
 加算されます。
 ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1
ヘルプ

F9
印刷

Ctrl+Enter
確定

ESC
キャンセル

📄 返還(旧8%分) / (5%分) / (3%分)

基礎データ (簡易課税用) ×

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 返還(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 返還(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額(税抜)	仮受消費税	税込価額
課税売上返還 積上計算用	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上に係る対価の返還 積上計算用 計			
課税売上返還 割戻計算用	第1種事業		
	第2種事業		
	第3種事業		
	第4種事業		
	第5種事業		
	第6種事業		
	事業区分「0」		
課税売上に係る対価の返還 割戻計算用 計			
免税売上に係る対価の返還			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定
 自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
 加算されます。
 ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

F1
ヘルプ

F9
印刷

Ctrl+
確定

ESC
キャンセル

貸倒 (旧8%分) / (5%分) / (3%分)

基礎データ (簡易課税用)

表示対象: 税率(10%・8%)適用分 旧税率(8%・5%・3%)適用分

売上(8%) 返還(8%) 貸倒(8%) 売上(5%) 返還(5%) 貸倒(5%) 売上(3%) 返還(3%) 貸倒(3%)

項目	税抜経理方式の場合		税込経理方式の場合
	本体価額 (税抜)	仮受消費税	税込価額
貸倒額 積上計算用			
貸倒額 割戻計算用			
貸倒回収金額 積上計算用			
貸倒回収金額 割戻計算用			

(注) 経理方式が混在している場合は、税抜経理方式と税込経理方式のそれぞれに金額を入力してください。

事業区分「0」の加算先指定
 自動選択を指定した場合は、登録されている事業区分でみなし仕入率の一番小さい事業区分に
 加算されます。
 ただし、事業区分「0」にしか金額が登録されていない場合は、第6種事業に加算します。

自動加算

Ctrl+F1 ヘルプ
 F9 印刷
 Ctrl+Enter 確定
 ESC キャンセル

[当課税期間の課税売上高]画面

当課税期間の課税売上高 ×

課税期間分の課税売上高: 円

免税期間分の課税売上高: 円

課税売上高 計: 入力 円

※免税期間分の課税売上高には、課税期間の途中で免税事業者から課税事業者となる場合に免税期間分の課税売上高を入力してください。

F1 ヘルプ Ctrl+↵ 確定 ESC キャンセル

課税売上高及び消費税額等の予測表(簡易課税用)

課税売上高及び消費税額等の予測表

事業者コード：
事業者名：

1. 基礎データ

期間	当期(令和 年度)		末期(令和 年度)		来々期(令和 年度)	
	8.00%	10.00%	8.00%	10.00%	8.00%	10.00%
課税売上						
(第1種(卸売業))						
(第2種(小売業))						
(第3種(製造業等))						
(第4種(その他))						
(第5種(サービス業等))						
(第6種(不動産業))						
免税売上						
非課税売上・有価証券						
非課税売上・有価証券以外						
課税仕入						
(課税売上対応)						
(共通売上対応)						
(非課税売上対応)						
運務種水巻発行事業者以外からの仕入						
(課税売上対応(80%控除分))						
(共通売上対応(80%控除分))						
(非課税売上対応(80%控除分))						
(課税売上対応(50%控除分))						
(共通売上対応(50%控除分))						
(非課税売上対応(50%控除分))						
固定資産購入予定額						
調整対象固定資産購入						
高額特定資産取得						
自己建設高額特定資産該当						
課税貨物に係る消費税額						
納税の免除変更の調整税額						
控除税額の調整						
貸倒回収に係る消費税額						
貸倒れに係る税額						
期首における資本金等の額 ※1						

※1 法人設立1期目の場合に入力してください。

2. 課税売上高及び課税売上割合

期間	当期(令和 年度)	末期(令和 年度)	来々期(令和 年度)
課税売上高			
課税売上高(特定期間)			
課税売上割合	%	%	%

3. 消費税額

期間	末期(令和 年度)				来々期(令和 年度)			
	簡易課税	一般課税		2割特例	簡易課税	一般課税		2割特例
個別対応		一括比例	個別対応			一括比例		
課税標準額								
消費税額								
控除税額								
納付税額								
戻付税額								
合計税額								
備考								

7.アンインストール方法

「消費税の達人（令和05年度版 以降）fromキーパー財務26」をコンピューターからアンインストールするには、以下の手順で行います。



注意

アンインストール作業中に [ユーザーアカウント制御] 画面が表示されることがあります。その場合は [はい] ボタンをクリックして作業を進めてください（必要に応じてパスワードを入力します）。

- 1. Windowsのスタートメニュー右横の検索ボックスに、「コントロールパネル」と入力して表示される検索結果から[コントロールパネル]をクリックします。**
[コントロールパネル] 画面が表示されます。
- 2. [プログラムのアンインストール]をクリックします。**
[プログラムのアンインストールまたは変更] 画面が表示されます。
※ [コントロールパネル] 画面をアイコン表示にしている場合は、[プログラムと機能] をクリックします。
- 3. [消費税の達人(令和05年度版 以降)fromキーパー財務26]をクリックして選択し、[アンインストール]をクリックします。**
確認画面が表示されます。
- 4. [はい]ボタンをクリックします。**
終了画面が表示されます。
- 5. [OK]ボタンをクリックします。**

以上で、「消費税の達人（令和05年度版 以降）fromキーパー財務26」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

- 「消費税の達人（令和05年度版 以降）fromキーパー財務26」のソフトウェア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権は株式会社シスプラに帰属するものとします。
- 「消費税の達人（令和05年度版 以降）fromキーパー財務26」の複製物（バックアップ・コピー）は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- 「消費税の達人（令和05年度版 以降）fromキーパー財務26」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社及び株式会社シスプラは一切の賠償の責任を負いません。
- 「消費税の達人（令和05年度版 以降）fromキーパー財務26」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- 「消費税の達人（令和05年度版 以降）fromキーパー財務26」のソフトウェア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。

**消費税の達人(令和05年度版 以降)fromキーパー財務26
運用ガイド**

2026年2月7日初版